

## アクチュアリー行動規範

平成 6 年 5 月 25 日制定  
平成 8 年 5 月 24 日改正  
平成 11 年 5 月 26 日改正  
平成 24 年 3 月 22 日改正  
平成 25 年 1 月 29 日改正

### (総則)

第 1 条 アクチュアリーは、的確な現状認識と将来予測に基づき、数理的手法等を活用して、保険及び年金にかかわる財政の健全性の確保と制度の公正な運営に努めることを主要な業務としている。その業務には、公共の利益に深くかかわるものも少なくない。

このような業務を行うには、高度な識見と専門知識に加えてアクチュアリーへの信頼が不可欠であり、従って、アクチュアリーは、常に専門能力の向上に励み、専門職能者としてその機能を十分に発揮し職責を全うすることが肝要である。これは、アクチュアリーの業務提供を直接受ける人々から高い評価を得、専門職能者として社会の信頼を得る根源である。それによって社会に貢献することが基本である。

アクチュアリーがその職責を全うし、社会の信頼をさらに確かにするため、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「本会」という。）は、会員が専門職能者として行動する際の指針として、ここにアクチュアリー行動規範を制定する。

2 この行動規範の改廃は、理事会の決議による。

注記は、アクチュアリー職にあるものに対し、この行動規範がどのように解釈されるべきかを示す補足的な説明である。

### (規範の遵守)

第 2 条 本会の会員（以下「会員」という。ただし、法人会員は除く。）は、会員としての専門能力が必要とされる業務又は会員の資格に基づく活動（以下「専門業務」という。）を行う場合には、この行動規範に従うものとする。

（注 2-1）「専門業務」には、専門職能に基づく助言、勧告及び意見のほか、アクチュアリーとして業務提供をするその他のサービスを含む。

### (誠実義務)

第 3 条 会員は、専門職能者としての良心に従い誠実に専門業務を行うものとする。

### (業務の提供)

第 4 条 会員は、本会における会員資格の種類と専門能力に応じて専門業務を行うものとする。

（注 4-1）専門業務を行うための資格基準等に通じ、これを遵守することは、アクチュアリーの専門職能者としての責任である。

2 前項の規定において、会員は、その業務遂行に必要な情報及び時間の確保並びに権限の取得に努めるものとする。

3 会員は、利害の対立を引き起こす可能性のある複数の依頼者から業務の提供を求められた場合には、次の第 1 号から第 3 号までの事項が満たされていることを確認するものとする。

- (1) 会員が専門業務を公正に行うことに支障がないこと。
- (2) 依頼者が利害対立の可能性のあることを承知していること。
- (3) 依頼者がその会員による専門業務の提供に同意していること。

（注 4-2）「依頼者」とは、その専門業務を行うアクチュアリーを選び、業務の結果を直接に利用する立場にある者をいう。

(注 4-3) その専門業務に関して、依頼者の利害と重大な相反を有する別の依頼者が存在するときは、依頼者にそのことを知らせなければならない。

4 会員は、その依頼を受けた特定の専門業務に関連して受け取る報酬がある場合は、その報酬のすべての源泉を、適宜、その依頼者に開示するものとする。

(注 4-4) 特定の専門業務に関連して受け取る報酬には、その専門業務を提供することに関して、アクチュアリー又はこれを雇用するものが受け取ったすべての対価を含む。また、「源泉」とは、これらの報酬を支払う者をいう。

(責任の明示)

第 5 条 会員は、その資格に基づいて作成する専門業務に関する文書には、自己の資格と氏名を明示するものとする。

2 会員は、報告書等を作成する場合には、必要に応じて専門職能者として負うべき責任の範囲を明らかにするものとする。

(注 5-1) 専門業務に関して他の者と情報連携するときは、報告書等の基礎となっているデータないし情報源を明示することで、責任の限界を明確にする。

(注 5-2) 報告書等が直接の依頼者以外の者に利用されることで、第三者に意図しない影響を与えることがありうることに留意を要する。

(守秘義務)

第 6 条 会員は、専門業務を通じて知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。

(相互研鑽)

第 7 条 会員は、専門業務の特性に鑑み、会員相互の公正な議論、相互研鑽等を通じ、専門業務に関する能力の向上に努めるものとする。

(注 7-1) 専門業務において適用可能な実務基準等に通じ、これを遵守することは、アクチュアリーの専門職能者としての責任である。

2 会員は、自己又は他の会員の行う専門業務の内容について専門職能者として疑義がある場合には、本会にその理由を明示した意見書を提出することができる。

(名称の使用)

第 8 条 会員は、本会及びその会員資格の名称を濫用してはならない。

附則

平成 25 年 1 月 29 日付の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。